

# 環境を取り巻く社会的動向

## 1 世界の動向

### (1) 持続可能な開発目標 (SDGs)

「持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)」とは、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2030 年までの国際目標であり、持続可能な世界を実現するための 17 の目標・169 のターゲットから構成されています。

環境面では、エネルギー利用、持続可能な消費と生産、気候変動への適応、生物多様性の保全などの目標が設定されています。これらの目標の達成に向け、政府のみならず、地方自治体や企業、団体、市民が協力・連携することが大切です。

地域においては、SDGs の理念である「誰一人取り残さない」、目標 17 の「パートナーシップ (あらゆるステークホルダーなどの参加)」のもと、社会・経済、そして環境に関する様々な課題を統合的に解決するための行動を起こすことが必要です。

#### ● 持続可能な開発目標 (SDGs) における 17 の目標



出典：国際連合広報センターホームページ



### (3) 気候変動

地球温暖化に伴う気候変動は、異常気象の頻発、食料生産の困難、飲料水の枯渇、海面上昇による居住地の喪失などを引き起こす、最も深刻な環境問題です。温暖化の主な要因は、人類が消費する大量の化石燃料に起因する、CO<sub>2</sub>をはじめとした温室効果ガスの増加であることが、ほぼ特定されています。

#### 1) IPCC 第5次評価報告書

気候変動に関する政府間パネル (IPCC) は、昭和 63 (1988) 年に世界気象機関 (WMO) と国連環境計画 (UNEP) のもとに設立された組織で、195 か国・地域が参加しています。気候変動に関する最新の科学的知見についてとりまとめた報告書を作成し、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的としています。

IPCC は、平成 2 (1990) 年に第 1 次評価報告書を発行して以来、5 年から 7 年ごとにその間の気候変動に関する科学的知見の評価を行い、平成 25 (2013) 年から平成 26 (2014) 年にかけて第 5 次評価報告書を公表しました。平成 27 (2015) 年からは、第 6 次評価報告書の作成プロセスがはじまっています。

第 5 次評価報告書には、下記の点などが示されています。

< 第 5 次評価報告書の要点 (一部抜粋) >

- ① 人間活動が 20 世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高い。(可能性 95%以上)
- ② 温暖化については「疑う余地がない」。
- ③ 今世紀末までの世界平均地上気温の変化予測は 0.3~4.8℃である可能性が高い。
- ④ 今世紀末までの世界平均海面水位の上昇予測は 0.26~0.82m である可能性が高い。

#### 2) パリ協定

平成 27 (2015) 年 11 月~12 月の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) で、「パリ協定」が採択されました。

本協定では、下記の点などが規定されています。

< パリ協定の要点 (一部抜粋) >

- ① 産業革命前からの世界の平均気温上昇を 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求する。
- ② そのため、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出量を正味ゼロとする。
- ③ 各国は、削減目標を提出し、その目標を達成するための国内対策をとる。削減目標は、5 年毎に更新する。
- ④ 今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出量を正味ゼロにしたとしても、気候変動による影響は避けられないため、その影響に対する適応に取り組む。

### 3) 1.5°C特別報告書

平成 30 (2018) 年 10 月の気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第 48 回総会で、1.5°C 特別報告書 (正式名称「気候変動の脅威への世界的な対応の強化、持続可能な発展及び貧困撲滅の文脈において工業化以前の水準から 1.5°C の気温上昇にかかる影響や関連する地球全体での温室効果ガス (GHG) 排出経路に関する特別報告書」) が承認・受諾され、公表されました。

本報告書には、下記の点などが示されています。

#### <1.5°C 特別報告書の要点 (一部抜粋) >

- ①産業革命前からの世界の平均気温上昇が平成 29 (2017) 年時点で約 1°C となっており、同じ度合いで進行し続けると 2030 年から 2052 年までの間に 1.5°C 上昇する可能性が高い。
- ②平均気温上昇を 2°C ではなく 1.5°C に抑制することには、明らかな便益がある。
- ③平均気温上昇が 1.5°C を大きく超えないようにするためには、2050 年前後には世界の CO<sub>2</sub> 排出量を正味ゼロとする必要がある。
- ④これを達成するには、エネルギー、土地、都市、インフラ (交通と建物を含む。) 及び産業システムにおける、急速かつ広範囲に及ぶ移行 (transitions) が必要である。

### 4) 土地関係特別報告書

令和元 (2019) 年 8 月の気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第 50 回総会で、土地関係特別報告書 (正式名称「気候変動と土地：気候変動、砂漠化、土地の劣化、持続可能な土地管理、食料安全保障及び陸域生態系における温室効果ガスフラックスに関する IPCC 特別報告書」) が承認・受諾され、公表されました。

本報告書には、下記の点などが示されています。

#### <土地関係特別報告書の要点 (一部抜粋) >

- ①気候変動は、食料安全保障及び陸域生態系に影響を及ぼし、多くの地域で砂漠化及び土地劣化を引き起こしている。
- ②農業、林業及びその他土地利用は、2007～2016 年の世界全体の人為的活動に伴う温室効果ガスの総排出量の約 23% を占めた。
- ③持続可能な土地管理は、土地劣化を防止及び低減して土地の生産性を維持し、気候変動が土地劣化に及ぼす影響を低減できる可能性がある。
- ④気温上昇を 1.5°C、または 2°C より大幅に低く抑えるためには、新規植林、森林減少の低減、バイオエネルギーの活用などが必要である。
- ⑤食品ロス及び廃棄物の削減などは、より持続可能な土地利用管理、食料安全保障の強化、温室効果ガスの排出削減につながる。

## 5) 海洋・雪氷圏特別報告書

令和元（2019）年9月の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第51回総会で、海洋・雪氷圏特別報告書（正式名称「変化する気候下での海洋・雪氷圏に関するIPCC特別報告書」）が承認・受諾され、公表されました。

本報告書には、下記の点などが示されています。

<海洋・雪氷圏特別報告書の要点（一部抜粋）>

- ①海洋の昇温及び海面水位の上昇は、最近数十年で加速化している。
- ②1950年頃より、多くの海洋生物種について、海洋の昇温、海氷の変化、酸素の喪失などにより、分布域の移動及び季節行動の変化が生じている。
- ③海洋は、21世紀にわたって水温の上昇、海洋上層部における成層の強化、酸性化の進行、酸素の減少、純一次生産の変化を伴って先例のない状態に移行する。
- ④今後、厳しい温暖化対策をとらない場合、海面水位は年間数センチを超える速度で上昇し、今後数世紀にわたって数メートル上昇する。しかし、厳しい温暖化対策をとった場合は、2,300年に1m程度に抑えられる。

## (4) 生物多様性

都市においても、人々が生態系サービスを継続的に受けられるよう、生物多様性の確保と持続的な利用に係る施策を進めていくことが必要です。このため、都市住民が利用できる身近な自然とのふれあいの場を確保し、自然や生物多様性の重要性について理解を促進することなども重要となっています。

### 1) 生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標

平成22（2010）年10月に名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で、「生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標」が採択されました。

生物多様性戦略計画 2011-2020 には、下記のビジョン、ミッションが設定され、これらを達成するための20の個別目標（愛知目標）が示されています。

<ビジョン（中長期目標【2050年】）>

- 自然と共生する世界（生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、すべての人々に不可欠な恩恵が与えられる世界）

<ミッション（短期目標【2020年】）>

- 生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する。

## 2) 生物多様性と生態系サービスに関する地球規模アセスメント報告書

平成 31 (2019) 年 4 月～5 月の生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム (IPBES) 総会第 7 回会合で、地球規模の生物多様性及び生態系サービスを評価した報告書が受理され、政策決定者向け要約が承認・公表されました。

政策決定者向け要約には、下記の点などが示されています。

<政策決定者向け要約の要点 (一部抜粋) >

- ①生物の約 100 万種が存続を脅かされており、その多くは今後数十年内に絶滅する可能性がある。脊椎動物では 16 世紀以降、すでに 680 種が絶滅した。現在、両生類の 40%、造礁サンゴの 33%、昆虫類の 10%、海洋哺乳類の 3 分の 1 が絶滅の危機にある。
- ②自然環境が変化した主要な原因は人間活動にある。影響の大きいものから順に 1) 陸地と海洋の利用、2) 生物の利用、3) 気候変動、4) 汚染、5) 侵略的外来種と考えられる。
- ③このままでは自然保護と自然の持続可能な利用に関する目標は達成されない。しかし、経済・社会・政治・科学技術における横断的な社会変容 (transformative change) により、2030 年そしてそれ以降の目標を達成できる可能性がある。

## (5) 海洋プラスチックごみ

海洋ごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしています。また、近年、マイクロプラスチック (一般に 5mm 以下の微細なプラスチック類をいう。) による海洋生態系への影響が懸念されており、世界的な課題となっています。

令和元 (2019) 年 6 月の G20 大阪サミットで、共通の世界のビジョンとして、2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。

## 2 国の動向

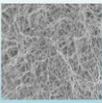
### (1) 第五次環境基本計画

平成 30 (2018) 年 4 月に、「第五次環境基本計画」が閣議決定されました。本計画は、「SDGs」、  
「パリ協定」の採択後に初めて策定された環境基本計画です。

本計画では、SDGs の考え方も活用して分野横断的な 6 つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現していくこととしています。その中で、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を示し、地域毎に自立・分散型の社会を形成し、地域の特性に応じて資源を補完し、支え合う取組を推進していくとしています。

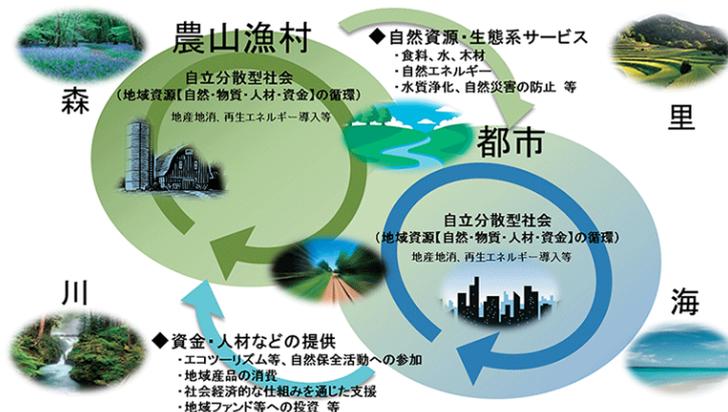
#### ● 6 つの重点戦略

##### 6 つの重点戦略

<p><b>① 持続可能な生産と消費を実現する グリーンな経済システムの構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ E S G 投資、グリーンボンド等の普及・拡大</li> <li>○ 税制全体のグリーン化の推進</li> <li>○ サービサイジング、シェアリング・エコノミー</li> <li>○ 再エネ水素、水素サプライチェーン</li> <li>○ 都市鉱山の活用 等</li> </ul>  <p>洋上風力発電施設 (H28環境白書より)</p>	<p><b>② 国土のストックとしての価値の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気候変動への適応も含めた強靱な社会づくり</li> <li>○ 生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR)</li> <li>○ 森林環境税の活用も含めた森林整備・保全</li> <li>○ コンパクトシティ・小さな拠点 + 再エネ・省エネ</li> <li>○ マイクロプラを含めた海洋ごみ対策 等</li> </ul>  <p>土砂崩壊防備保安林 (環境省HPより)</p>
<p><b>③ 地域資源を活用した持続可能な地域づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域における「人づくり」</li> <li>○ 地域における環境金融の拡大</li> <li>○ 地域資源・エネルギーを活かした収支改善</li> <li>○ 国立公園を軸とした地方創生</li> <li>○ 都市も関与した森・里・川・海の保全再生・利用</li> <li>○ 都市と農山漁村の共生・対流 等</li> </ul>  <p>バイオマス発電所 (H29環境白書より)</p>	<p><b>④ 健康で心豊かな暮らしの実現</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 持続可能な消費行動への転換 (倫理的消費、COOL CHOICEなど)</li> <li>○ 食品ロスの削減、廃棄物の適正処理の推進</li> <li>○ 低炭素で健康な住まいの普及</li> <li>○ テレワークなど働き方改革 + CO2・資源の削減</li> <li>○ 地方移住・二地域居住の推進 + 森・里・川・海の管理</li> <li>○ 良好な生活環境の保全 等</li> </ul>  <p>森里川海のつながり (環境省HPより)</p>
<p><b>⑤ 持続可能性を支える技術の開発・普及</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福島イノベーション・コースト構想→脱炭素化を牽引 (再エネ由来水素、浮体式洋上風力等)</li> <li>○ 自動運転、ドローン等の活用による「物流革命」</li> <li>○ バイオマス由来の 化成品創出 (セルロースナノファイバー等)</li> <li>○ AI等の活用による生産最適化 等</li> </ul>  <p>セルロースナノファイバー (H29環境白書より)</p>	<p><b>⑥ 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と 戦略的パートナーシップの構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境インフラの輸出</li> <li>○ 適応プラットフォームを通じた適応支援</li> <li>○ 温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」シリーズ</li> <li>○ 「課題解決先進国」として海外における「持続可能な社会」の構築支援 等</li> </ul>  <p>日中省エネ・環境フォーラム に出席した中川環境大臣</p>

出典：第五次環境基本計画の概要 (2018 年 環境省)

#### ● 地域循環共生圏のイメージ



出典：第五次環境基本計画の概要 (2018 年 環境省)

## (2) 地球温暖化対策計画

平成 27 (2015) 年 12 月に採択された「パリ協定」や同年 7 月に国連に提出された「日本の約束草案」を踏まえ、平成 28 (2016) 年 5 月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。

本計画には、下記の点などが示されています。

<地球温暖化対策計画の要点（一部抜粋）>

- ①温室効果ガス排出量を 2030 年度に平成 25 (2013) 年度比で 26.0%削減するという中期目標の達成に向けて着実に取り組む。
- ②主要排出国がその能力に応じた排出削減に取り組むよう国際社会を主導し、地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、長期的目標として 2050 年までに 80%削減を目指す。
- ③「環境エネルギー技術革新計画」などを踏まえつつ開発実証を進めるとともに、「エネルギー・環境イノベーション戦略」に基づき、革新的技術の研究開発を強化していく。

## (3) 気候変動適応法及び気候変動適応計画

気候変動によるさまざまな影響に対し、政府全体として整合のとれた取組を総合的かつ計画的に推進するため、平成 27 (2015) 年 11 月に「気候変動の影響への適応計画」が閣議決定されました。

また、平成 30 (2018) 年 6 月に「気候変動適応法」が成立し、同年 12 月に施行されるとともに、同法に基づいた「気候変動適応計画」が閣議決定されました。

本計画では、7つの「基本戦略」を設定し、関係府省庁が緊密に連携して気候変動適応を推進していくこととしています。

### ● 7つの基本戦略

基本戦略		7つの基本戦略の下、関係府省庁が緊密に連携して気候変動適応を推進	
1	あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込む 農業・防災等の各施策に適応を組み込み効果的に施策を推進	4	地域の実情に応じた気候変動適応を推進する 地域計画の策定支援、広域協議会の活用
2	科学的知見に基づく気候変動適応を推進する 観測・監視・予測・評価、調査研究、技術開発の推進	5	国民の理解を深め、事業活動に応じた気候変動適応を促進する 国民参加の影響モニタリング、適応ビジネスの国際展開
3	研究機関の英知を集約し、情報基盤を整備する 国立環境研究所・国の研究機関・地域適応センターの連携	6	開発途上国の適応能力の向上に貢献する アジア太平洋地域での情報基盤作りによる途上国支援
		7	関係行政機関の緊密な連携協力体制を確保する 気候変動適応推進会議（議長：環境大臣）の下での省庁連携

出典：気候変動適応計画について（2018年 環境省）

## (4) パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略

令和元（2019）年6月に、パリ協定に基づく温室効果ガスの低排出型の発展のための長期的な戦略となる「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定されました。

本戦略には、下記の点などが示されています。

<パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略の要点（一部抜粋）>

- ①最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げ、それを今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すとともに、2050年までに80%の温室効果ガスの削減に取り組む。
- ②上記のビジョンの達成に向けて、ビジネス主導の非連続なイノベーションを通じた「環境と成長の好循環」の実現を目指す。
- ③ビジョン実現のためのイノベーションの推進、グリーンファイナンスの推進、ビジネス主導の国際展開、国際協力といった横断的施策などを推進していく。

## (5) 生物多様性国家戦略 2012-2020

平成22（2010）年10月に採択された「生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標」を踏まえ、平成24（2012）年9月に「生物多様性国家戦略 2012-2020」が閣議決定されました。

本戦略には、下記の長期目標、短期目標が設定され、愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップと2020年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性としての5つの基本戦略が示されています。

<長期目標（2050年）>

- 生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、わが国の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる自然共生社会を実現する。

<短期目標（2020年）>

- 生物多様性の損失を止めるために、愛知目標の達成に向けたわが国における国別目標の達成を目指し、効果的かつ緊急な行動を実施する。

## (6) 第四次循環型社会形成推進基本計画

経済成長と人口増加に伴い、世界における資源消費量が増大しているため、天然資源の減少や廃棄物の増加などが懸念されています。このような現状から脱却し持続的に発展していくためには、3Rの適切な推進を図り「循環型社会」を形成していくことが求められます。

平成30（2018）年6月に、「循環型社会形成推進基本法」に基づく「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。

本計画には、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上が掲げられ、重要な方向性としての7つの柱とそれぞれの実現に向けた施策が示されています。

### ● 7つの柱の将来像

持続可能な社会づくりとの統合的な取組				
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界</li> <li>✓ 環境、経済、社会的側面を統合的に向上</li> </ul>				
<b>地域循環共生圏形成による地域活性化</b>	<b>ライフサイクル全体での徹底的な資源循環</b>	<b>適正処理の推進と環境再生</b>	<b>災害廃棄物処理体制の構築</b>	<b>適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地域の資源生産性向上</li> <li>✓ 生物多様性の確保</li> <li>✓ 低炭素化</li> <li>✓ 地域の活性化</li> <li>✓ 災害に強いコンパクトで強靱なまちづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 廃棄物の適正処理（システム、体制、技術の適切な整備）</li> <li>✓ 地域環境の再生（海洋ごみ、不法投棄、空き家等）</li> <li>✓ 震災被災地の環境再生、未来志向の復興創生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 災害廃棄物の適正・迅速な処理（平時より重層的な廃棄物処理システムを強靱化）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 資源効率性が高く、現在および将来世代の健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界</li> </ul>
循環分野における基盤整備				
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成</li> <li>✓ 多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会</li> </ul>				

出典：第四次循環型社会形成推進基本計画の概要（2018年 環境省）

## （7）環境研究・環境技術開発の推進

令和元（2019）年5月に、中長期（2030年、2050年）のあるべき持続可能な社会の姿をにらみながら今後5年間で取り組むべき環境研究・技術開発の重点課題やその効果的な推進方を提示する「環境研究・環境技術開発の推進戦略」が環境大臣決定されました。

本戦略には、下記の点などが示されており、環境省ではこの戦略に基づき環境研究・環境技術開発を推進しています。

< 環境研究・環境技術開発の推進戦略の要点（一部抜粋） >

- ① 地域循環共生圏がビルトインされた社会を目指してAI・IoTなどのICTを最大限に活用し、持続可能な社会に向けた価値観・ライフスタイルの変革、グローバルな課題の解決などを支える研究・技術開発等を推進する。
- ② 国立環境研究所、競争的資金制度の活用により、研究開発成果の社会実装や人材育成を一層促進する。

### 3 東京都の動向

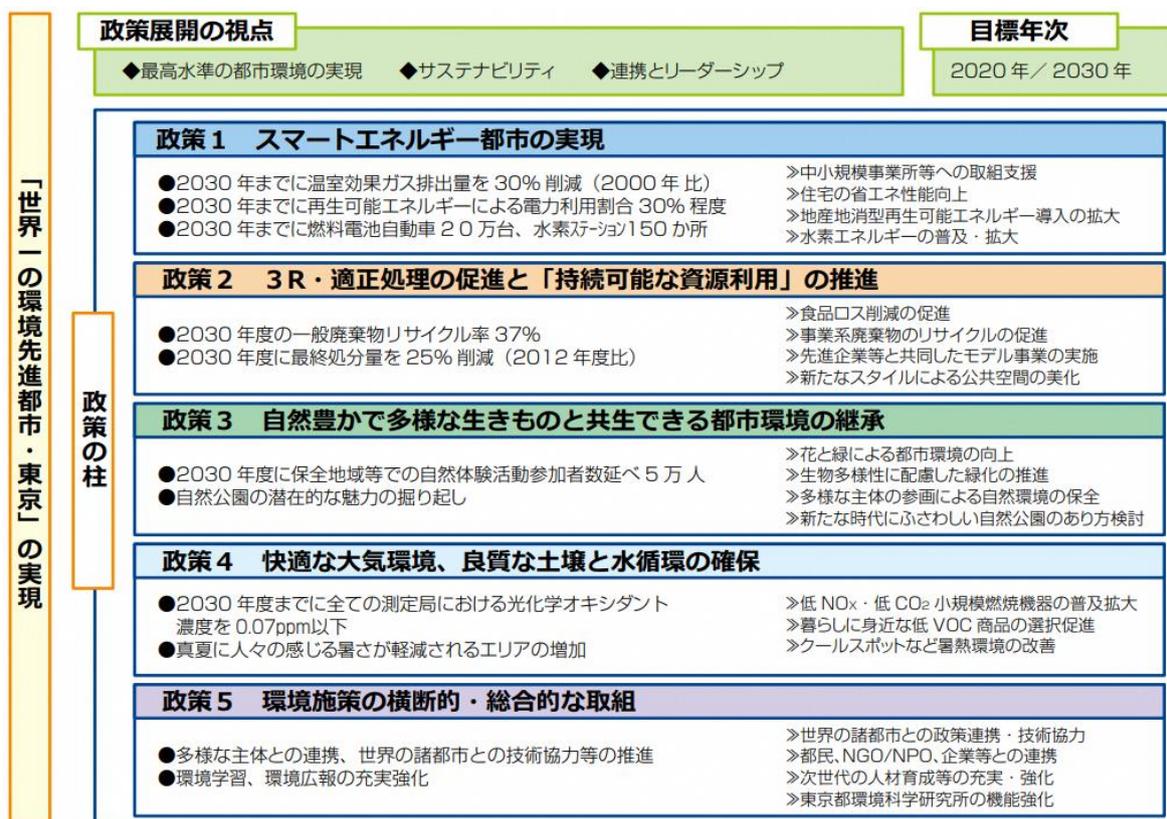
#### (1) 東京都環境基本計画 2016

平成 28 (2016) 年 3 月に、「東京都環境基本計画 2016」が策定されました。

本計画には、目指すべき東京の都市像として「世界一の環境先進都市・東京」が掲げられ、「最高水準の都市環境の実現」・「サステナビリティ」・「連携とリーダーシップ」の視点のもとで、5つの政策が示されています。

地球温暖化に伴う気候変動への対策については、「政策1 スマートエネルギー都市の実現」のなかで、2030年までに平成12(2000)年比で温室効果ガス排出量を30%削減、エネルギー消費量を38%削減し、再生可能エネルギーによる電力利用割合を30%程度にすることなどが示されています。

#### ● 東京都環境基本計画 2016 の概要



出典：東京都環境基本計画（概要版）（2016年 東京都）

## (2) コンパクト・オブ・メイヤーズ（首長誓約）

東京都は、平成 27（2015）年 10 月から、気候変動対策として世界最大規模の都市間連携となる「コンパクト・オブ・メイヤーズ（首長誓約）」の取組に参加しています。

これにより、キャップ・アンド・トレードといった先駆的な環境施策で培ってきた経験やノウハウを世界の大都市と共有するなど、地球規模の環境問題の解決に積極的に取り組んでいます。

## (3) ゼロエミッション東京戦略

令和元（2019）年 12 月に、「ゼロエミッション東京戦略」が策定されました。

本計画では、下記の視点とともに、2050 年までに CO2 排出を実質ゼロにするためのロードマップが示されています。

<戦略策定の 3 つの視点>

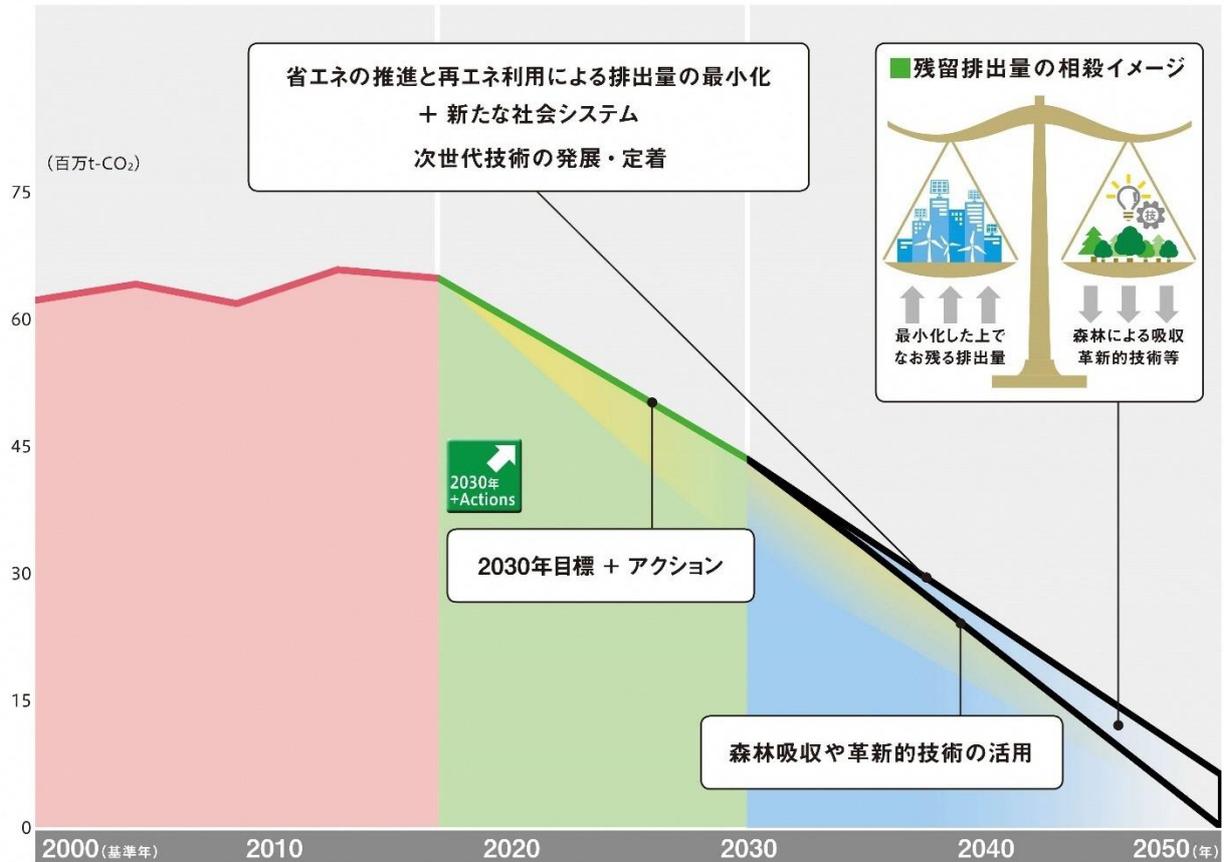
- ①気候変動を食い止める「緩和策」と、既に起こり始めている影響に備える「適応策」を総合的に展開
- ②資源循環分野を本格的に気候変動対策に位置付け、都外の CO2 削減にも貢献
- ③省エネ・再エネの拡大策に加え、プラスチックなどの資源循環分野や自動車環境対策など、あらゆる分野の取組を強化

### ●ゼロエミッション東京戦略の体系

戦略	政策
戦略Ⅰ エネルギーセクター	①再生可能エネルギーの基幹エネルギー化 ②水素エネルギーの普及拡大
戦略Ⅱ 都市インフラセクター（建築物編）	③ゼロエミッションビルの拡大
戦略Ⅲ 都市インフラセクター（運輸編）	④ゼロエミッションビークルの普及促進
戦略Ⅳ 資源・産業セクター	⑤ 3 R の推進 ⑥プラスチック対策 ⑦食品ロス対策 ⑧フロン対策
戦略Ⅴ 気候変動適応セクター	⑨適応策の強化
戦略Ⅵ 共感と協働 -エンゲージメント&インクルージョン-	⑩多様な主体と連携したムーブメントと社会システムの変革 ⑪区市町村との連携強化 ⑫都庁の率先行動 ⑬世界諸都市等との連携強化 ⑭サステナブルファイナンスの推進

ゼロエミッション東京戦略（2019 年 東京都）をもとに作成

●CO2 排出量削減に向けた 2050 年までの道筋



<p><b>2017年実績</b> CO<sub>2</sub>排出量4.2%増</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 気候変動の深刻化と対策の緊急性を踏まえて、気温上昇を1.5℃に抑制することを追求</li> <li>● 気候危機を認識し、アクションを起こしていくための戦略を策定</li> </ul> <p><b>「ゼロエミッション東京戦略」の策定</b></p>	<p><b>2030年ターゲット(目標)</b>  「30%削減」+アクション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 省エネ・再エネ等の施策の進化・加速を図り、目標を上回るアクションを実行</li> <li>● ZEV普及やプラスチック対策など早急に取り組むべき課題に対し、新たな目標設定・重点的な施策展開</li> <li>● 資源利用に伴う都外のCO<sub>2</sub>削減にも貢献</li> </ul> <p><b>2030年までの重要な10年アクションの進化・加速</b></p>	<p><b>2050年ゴール</b> CO<sub>2</sub>排出実質ゼロ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新たな社会システムや次世代技術を発展・定着させていくための誘導</li> <li>● なお残る排出量については、森林吸収と革新的技術開発などにより相殺</li> </ul> <p><b>都内で排出実質ゼロと世界の脱炭素化への貢献を目指す</b></p>
--	---	---

出典：ゼロエミッション東京戦略（2019年 東京都）

## (4) 東京都気候変動適応方針

令和元(2019)年12月に、「ゼロエミッション東京戦略」における「政策⑨ 適応策の強化」の個別計画として「東京都気候変動適応方針」が策定されました。

本計画では、5つの「基本戦略」を設定し、関係各局等が緊密に連携協力して施策を効果的に推進していくこととしています。

### ● 5つの基本戦略

#### 基本戦略①：都施策の全般にわたり、気候変動への適応に取り組む

気候変動適応による影響は、自然災害、健康、農林水産業など幅広い分野にわたり現れています。関連するあらゆる施策に気候変動適応を組み込み、現在及び将来の気候変動による影響に対処していきます。

#### 基本戦略②：科学的知見に基づく気候変動適応の推進

気候変動及び気候変動影響の将来予測を含む科学的知見は調査研究等の進展の状況に応じて日進月歩で更新されます。最新の科学的知見を踏まえ、適応策を推進します。

また、気候変動適応に関する最新技術の積極的な活用を図っていきます。

#### 基本戦略③：区市町村と連携し、地域の取組を支援

気候変動の影響は地域特性により大きく異なるため、地域の実情に応じた施策を展開することが重要です。区市町村が地域に根ざした施策を展開できるよう積極的な情報提供をはじめとして、地域の取組を支援していきます。

#### 基本戦略④：リスクを含めた情報発信を進め、都民の理解を促進

気候変動適応に関する施策を推進するためには都民の理解が不可欠であり、気候変動適応について積極的に啓発、周知を行っていくことが必要です。気候変動に関する情報の収集・提供等を行う体制を整備し、積極的に発信していきます。

#### 基本戦略⑤：C40など国際協力を推進し、都市間連携を加速

気候変動による影響とその対策は世界的な課題です。C40など都が参加する組織等を活用し、知見の共有を行うなど、都市間の連携を加速していきます。

出典：東京都気候変動適応方針（2019年 東京都）

## (5) 緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～

平成 24 (2012) 年 5 月に、生物多様性の保全に関する都の現在の施策と方向性を示し、生物多様性地域戦略の性格を併せもつ「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」が策定されました。

本戦略には、下記の将来像が設定され、「まもる」、「つくる」、「利用する」という 3 つ視点で目標と施策が示されています。

<緑施策によって目指すべき東京の将来像>

- ①四季折々の緑が都市に彩りを与え、地域ごとにバランスの取れた生態系を再生し、人と生きものの共生する都市空間を形成している。
- ②豊かな緑が、人々にうるおいやすらぎを与えるとともに、延焼防止や都市水害の軽減、気温や湿度の安定等に寄与し、都民の安心で快適な暮らしに貢献している。
- ③東京で活動する多様な主体が生物多様性の重要性を理解し、行動している。

## (参考) 世界、国、東京都、民間、その他の動向

### ●世界、国、東京都、民間、その他の動向

分野*	世界の動向	国の動向	東京都の動向	民間の動向・その他
全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続可能な開発目標 (SDGs)</li> <li>・ 地球の限界 (プラネタリー・バウンダリー)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第五次環境基本計画</li> <li>・ 環境研究・環境技術開発の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京都環境基本計画 2016</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続可能な社会づくりのための協働に関する長野宣言</li> </ul>
環境方針1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ESDに関するグローバル・アクション・プログラム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境教育等促進法</li> <li>・ 学習指導要領 (H29-30改訂) に「持続可能な社会の創り手の育成」を明記</li> <li>・ 政府を挙げての国民運動「COOL CHOICE」</li> </ul>		
環境方針2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ IPCC 第5次評価報告書</li> <li>・ パリ協定</li> <li>・ 1.5°C特別報告書</li> <li>・ 土地関係特別報告書</li> <li>・ 海洋・雪氷圏特別報告書</li> <li>・ 多くの自治体が気候非常事態宣言を発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地球温暖化対策計画</li> <li>・ 気候変動適応法及び気候変動適応計画</li> <li>・ パリ協定に基づく地域戦略としての長期戦略</li> <li>・ 第5次エネルギー基本計画</li> <li>・ 建築物省エネ法</li> <li>・ 多くの自治体が2050年ゼロカーボンシティを表明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンパクト・オブ・メイヤーズ (首長誓約)</li> <li>・ ゼロエミッション東京戦略</li> <li>・ 東京都気候変動適応方針</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ RE100 プロジェクト</li> <li>・ SBT イニシアチブ</li> <li>・ 気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD)</li> </ul>
環境方針3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海洋ごみ問題に対処するためのG7行動計画</li> <li>・ 大阪ブルー・オーシャン・ビジョン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第四次循環型社会形成推進基本計画</li> <li>・ プラスチック資源循環戦略</li> <li>・ 食品ロス削減推進法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プラスチック削減プログラム</li> <li>・ 都庁プラスチック削減方針</li> </ul>	
環境方針4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標</li> <li>・ 生物多様性と生態系サービスに関する地球規模アセスメント報告書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生物多様性国家戦略 2012-2020</li> <li>・ 生物多様性及び生態系サービスの総合評価報告書 (JB02)</li> <li>・ 生物多様性民間参画ガイドライン第2版</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～</li> <li>・ 緑確保の総合的な方針改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経団連生物多様性宣言・行動指針</li> <li>・ 企業と生物多様性イニシアティブ</li> </ul>
環境方針5		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エコまち法</li> <li>・ グリーンインフラ推進戦略</li> <li>・ 物流総合効率化法改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市づくりのグランドデザイン</li> <li>・ 水素社会の実現に向けた東京戦略会議 (平成26年度) とりまとめ</li> <li>・ ZEV 普及プログラム</li> </ul>	
環境方針6		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境基本法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境確保条例</li> </ul>	

\*分野：「第四期武蔵野市環境基本計画 (2016～2020)」に示した下記の6つの環境方針に分けて整理した。

環境方針1 市民・事業者・行政 (市) の自発的な行動を促す取組を進めます～環境配慮行動のしくみづくり～

環境方針2 低炭素社会に向けた施策を推進します～エネルギーの地産地消～

環境方針3 ごみの発生抑制と資源の循環利用を進めます～循環型社会の構築～

環境方針4 生物多様性に配慮した緑と水の保全・創出とその活用を進めます～自然が感じられる環境の確保～

環境方針5 環境に配慮した都市基盤整備を進めます～環境と共生したまちづくり～

環境方針6 安全・安心で快適に暮らせるまちをめざします～公害対策と生活環境保全～

ゴシック：2015年度以降の動向